

第 2 7 8 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市上下水道局長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成28年 2月12日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

港営業所職員Aは、納入分割したときの情報を漏らした事実がわかる文書

2 同年 2月26日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年 4月 1日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は本件対象文書を公開しない理由として、本件対象文書について作成していないため、不存在であると主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明意見書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 名古屋市上下水道局港営業所（平成25年度は南営業所）は、審査請求人からの要望を受けて、平成25年 4月から平成27年10月までの間、亡父名義の上下水道料金を二分割し、審査請求人及び親族宛てにそれぞれ納入通知書を送付していた。

なお、親族分については平成25年10月より、当該親族が指定した弁護士への申し出に基づき、当該弁護士宛てに送付していた。

本件公開請求の「納入分割したときの情報を漏らした事実」とは、親族分の納入通知書を弁護士に送付していたことにより、弁護士に情報が伝わったことを指すと思われる。

- (2) 上記(1)のとおり、親族分の納入通知書を弁護士に送付することとなったのは、当該親族が指定した弁護士の申し出に基づき行ったものであり、情報漏えいには当たらないため、存在しない事実について作成された文書もまた、当然存在しない。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

職員Aは責任をもって請求者から分割の依頼を受けたことは事実であり請求書分割したことも事実であり水道局は当事者でないものに情報の送付をしていることは明らかに漏洩していた。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件対象文書の有無が争点となっている。

2 本件対象文書について

- (1) 本件対象文書は、納入分割したときの情報を漏らした事実がわかる文書である。

- (2) 本市においては、名古屋市個人情報保護条例第 2条第 1号に規定する個人情報（職員の職務の遂行に係る情報のうち、当該職員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該職員の氏名に係る部分を公にすることにより当該職員の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。）並びに法令の規定により又は慣行として公にされている情報を除く。）及び条例第 7条各号本文に規定する非公開情報（以下「機密情報」という。）の漏えい等が発生した場合には、本市総務局法制課に対し、機密情報漏えい発生に係る報告シートを含む報道提供資料等（以下「本件報告資料」という。）を提出する必要がある。

しかしながら、当審査会の調査によれば、平成25年度から本件審査請求日時点において、名古屋市上下水道局港営業所（平成25年度は南営業所）から本件報告資料が提出された事実は、認められなかった。

(3) 本件報告資料が提出されていない以上、上記第 3 2(2) のとおり、実施機関は、審査請求人の主張するような、情報の漏えいの事実は存在しないと認識していたと認められる。

(4) 実施機関が上記(3) のとおり認識している以上、自発的に本件対象文書を作成することは考えにくい。

(5) 以上のことから、本件対象文書が存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

3 したがって、本件対象文書は存在しないと認められる。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成28年 5月 6日	諮問書の受理
5月17日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
10月27日	実施機関の弁明意見書を受理
11月10日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは 反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は 意見陳述等申出書を提出するよう通知
令和元年11月15日 (第23回第 1小委員会)	調査審議
令和 2年 2月28日 (第26回第 1小委員会)	調査審議
3月19日 (第27回第 1小委員会)	調査審議
5月15日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久